

第3章 耐震化の促進を図るための施策

1 基本的な取組方針

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、自助・共助・公助の原則を踏まえ、まず、住宅・建築物の所有者等¹⁰が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して、主体的に取り組むことが不可欠である。

西東京市は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、東京都や建築関係団体等との適切な役割分担のもと連携し、耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度を構築するなど、必要な施策を講じるものとする。

(1) 住宅の耐震化の促進を図るための取組方針

「平成 27 年度までに耐震化率を 93%とする」という目標を達成するためには、住宅の所有者等が主体的かつ積極的に耐震診断・耐震改修を進める必要がある。

西東京市は、住宅の所有者等による耐震化を円滑に促進するために、耐震化の必要性に関する情報を積極的に提供するなどの普及啓発を充実させ、助成事業等による支援策を講じることにより、耐震改修の効果的な誘導を図る。

(2) 民間特定建築物の耐震化の促進を図るための取組方針

「平成 27 年度までに耐震化率を 90%とする」という目標を達成するためには、建築物の所有者等が主体的かつ積極的に耐震診断・耐震改修を進める必要がある。

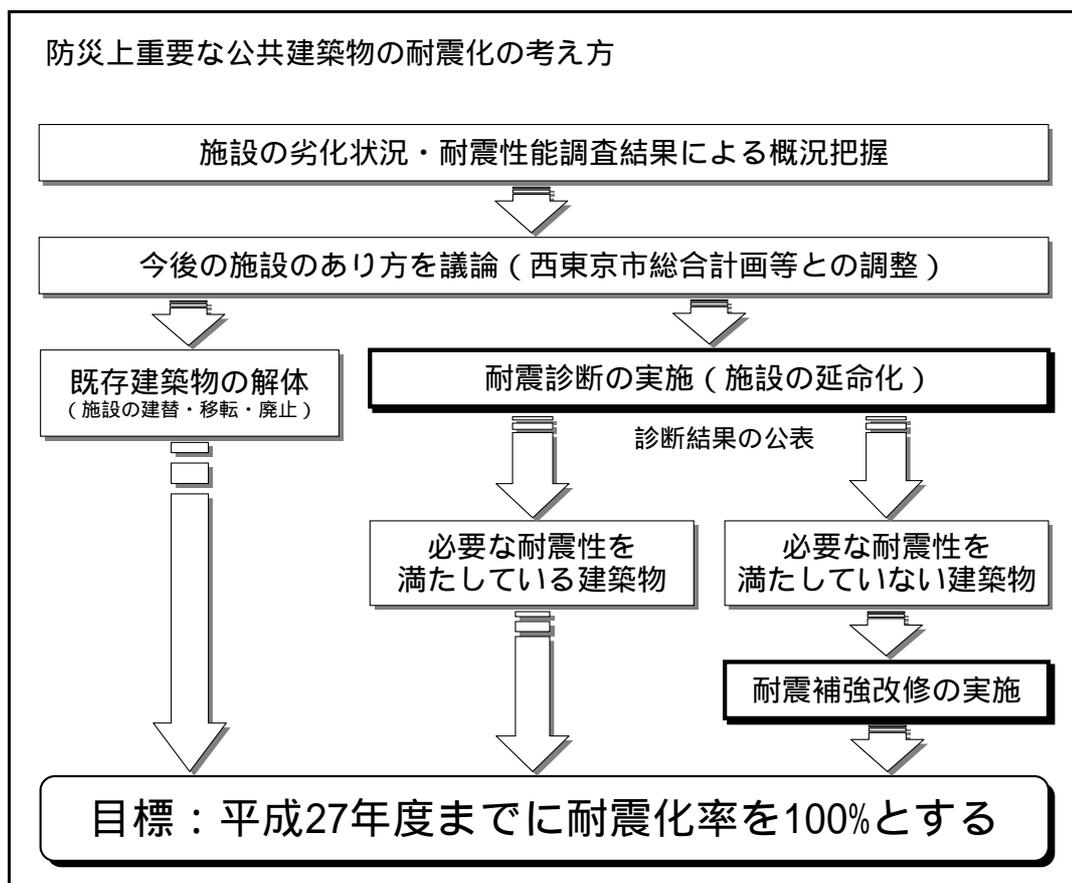
西東京市は、建築物の所有者等による耐震化を円滑に促進するために、法に基づく所有者に対する指導・助言等が適切に行われるよう所管行政庁と連携・協力する。

¹⁰ 所有者等 所有者及び管理者をいう。

(3) 防災上重要な公共建築物の耐震化の促進を図るための取組方針

「平成 27 年度までに耐震化率を 100%とする」という目標を達成するために、「施設白書」(平成 19 年 10 月 西東京市)や「公共施設保全計画」(平成 20 年度策定予定 西東京市)等により、今後の施設のあり方を議論し、西東京市総合計画¹¹等の市の上位計画と整合を図りながら、計画的かつ速やかに耐震化を促進する。

図 3-1 防災上重要な公共建築物の耐震化



¹¹ 西東京市総合計画 地方自治法に基づいて定める市の「総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想」と基本計画から成り、まちづくりの基本理念と将来像を定め、それを計画的に実現するための各種施策をまとめたもの

2 重点的に取り組むべき施策

(1) 重点的な取り組みが必要な区域

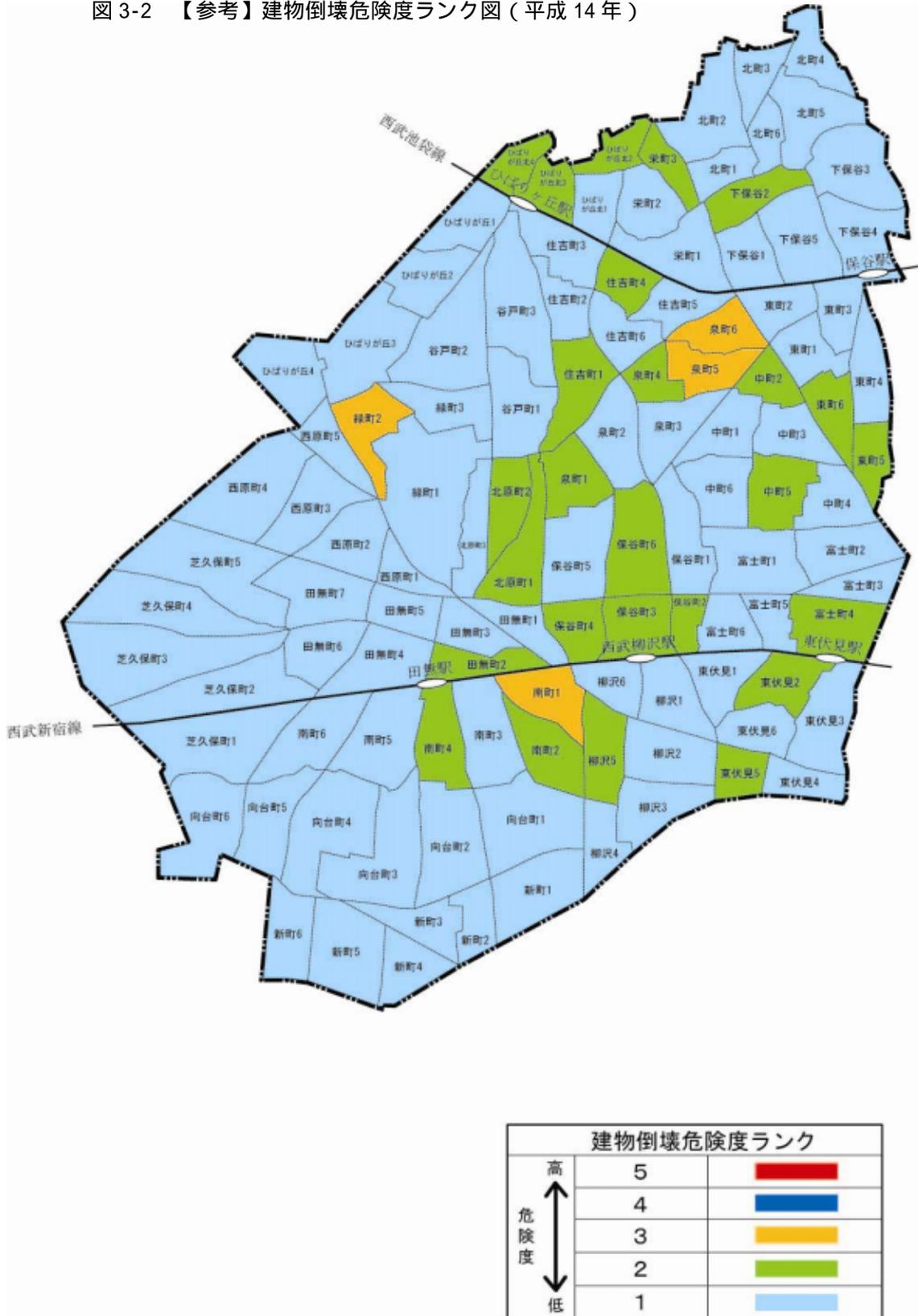
東京都が5年に一度公表している「地域危険度測定調査¹²」の結果により、建物倒壊危険度が高いと評価された地域については、地震動によって建物が壊れたり傾いたりする危険性が相対的に高い地域であり、他の地域よりも震災時の被害が広かつ甚大になるおそれがある。

このため、最新の調査結果により建物倒壊危険度ランク¹³が3以上とされた地域については、耐震化の普及啓発や耐震化に対する支援策等についての情報提供を積極的に行うなど、耐震化を促進する取り組みを重点的に進める。

¹² 地域危険度測定調査 東京都震災対策条例第12条の規定に基づき、おおむね5年ごとに各地域の地震に関する危険度を科学的に測定調査するもの。前回は平成14年に公表されており、間もなく最新の調査結果が公表される予定

¹³ 建物倒壊危険度ランク 町丁目ごとに建物棟数、構造、建築年次、地盤特性等の指標により、地震動による建物倒壊の危険性の度合いを評価したもの。1(低い)から5(高い)までの5ランクに分けられている。

図 3-2 【参考】建物倒壊危険度ランク図（平成 14 年）



(2) 幹線道路沿いの建築物の耐震化

震災時に防災上重要な道路の沿道の建築物が倒壊し、道路閉塞を起こした場合、避難や救急・消火活動に大きな支障を来し、甚大な被害につながるおそれがある。また、地震発生後の緊急物資等の輸送や復旧・復興活動を困難にするおそれもある。

このため、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路をあらかじめ指定し、その沿道の建築物のうち道路閉塞を起こす可能性の高い建築物を対象として重点的に耐震化を促進する。

地震発生時に閉塞を防ぐべき道路は、東京都計画において指定された道路（以下「東京都指定道路」という。）とする。

このほか、次の道路について調査・検討し、震災上特に重要な緊急輸送道路¹⁴として認められれば、速やかに指定する。

	「西東京市地域防災計画」(平成 15 年 3 月 西東京市)において、緊急道路障害物除去路線(緊急啓開道路)として指定された道路(東京都指定道路との重複あり)
	「防災都市づくり推進計画」(平成 16 年 3 月 東京都)において、延焼遮断帯 ¹⁵ として設定された道路で整備済のもの(の道路及び東京都指定道路との重複あり)

なお、西東京市が、震災時に閉塞を防ぐべき道路の指定を行った場合に、その沿道で重点的に耐震化を促進する建築物は、法施行令第 4 条に定める建築物(地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるもの。)とする。

¹⁴ 震災上特に重要な緊急輸送道路 震災時に特に重要な防災拠点との連絡、他県との連携に資するなど、緊急輸送、避難、復旧等の観点から重要な役割を担う道路

¹⁵ 延焼遮断帯 震災時において市街地大火を阻止する機能を果たす道路等と、その沿線の一定の範囲内に建つ耐火建築物により構成される帯状の不燃空間

图 3-3 東京都指定道路

